

令和5年12月27日

新規利用希望者 様

京都市社会福祉協議会
京都市桂川児童館
館長 西村 知子

令和6年度学童クラブ事業 WEB上からの登録申請について

平素は、児童館・学童クラブ事業に御協力と御支援をいただき、ありがとうございます。

さて、京都市の児童館・学童保育所では、令和6年1月4日からWEBで学童クラブ事業の登録申請を受け付けておりますので、下記の手順で御申請いただきますようお願いいたします。

なお、御不明な場合は、当館に直接お問い合わせください。

申請受付サイト

申請にはメールアドレス（携帯、パソコンどちらでも可）の登録が必要です。

メールアドレスはGmailやyahooメール等のフリーメールを推奨しております。

キャリアメール（ドコモやau等のメール）を使用される場合は、@web-sakura.jpからのメールが届くように設定をお願いします。

◇児童館学童クラブ登録申請サイト◇

<http://www.kyo-yancha.ne.jp/registration/about.html>

当館の連絡先

住所 京都市西京区桂上野西町273番地 電話392-3121



登録申請の手順

- 1 「学童クラブ登録申請サイト」より、注意事項を御確認の上、当館のある西京区を選択してください。

北区|上京区|左京区|中京区|東山区|山科区|下京区|南区|右京区|西京区|伏見区

- 2 表示された区内の児童館から、桂川児童館の登録申請サイトを選択してください。

	施設名	登録申請サイト	TEL	所在地	運営団体
西京区	桂川児童館	桂川児童館に登録申請			京都市社会福祉協議会

- 3 メールアドレスを入力してください。
 確認用にもう一度入力し、送信してください。
 なお、入力したメールアドレスに受付の連絡を
 いたします。

- 4 入力したメールアドレスにログインページのリンクとパスワードを送信しますので
 アクセスし、入力したメールアドレスとパスワードを入力し、ログインして下さい。

- 5 ①利用申請登録のアイコンをクリックし、②次のページで新規申請を選択して下さい。

- 6 就労証明書の準備等をクリックしたら表示される
 右記フォームから、様式をダウンロードし、「内容を
 確認しました」をクリックして下さい。

※就労証明書は児童館でも配布しております。

※京都市発行と様式が違いますが、どちらでも受理可能です。

7 利用希望児童の「編集する」をクリックし、児童の情報を編集し保存をしてください。

きょうだい児がおられる場合は、「+児童を追加する」から編集し、保存してください。

8 就労証明書、若しくは保育ができないことが分かる資料を選択して下さい。

※未就学児、学生の御家族は保育できないことが分かる資料を選択して下さい。

この場合、在学証明書等の提出は不要です。

※就労証明書は、勤務先等の証明後、施設へ手渡しをしてください。

9 減免の有無を選択してください。

減免申請を御希望の場合は、希望する減免の種類を選択し、申請を更新してください。

※減免①～④を申請される場合は、館に減免申請書と挙証資料を直接御提出下さい。

10 「申請する」を2回クリックする事で、当館への御申請が完了します。

もし、データに不備がある場合、申請するのボタンがクリックできません。

11 御申請後、【利用申請受付のご案内】のメールが届きます。

URLをクリックしたら申請した内容を御確認いただけます。

※メールが届かない場合は当館に御一報下さい。このメールが届かない場合は利用申請の受理を完了しておりませんので、ご注意下さい。

〇〇児童館学童クラブへの登録申請を受け付けました。

学童クラブで〇〇様の申請内容を確認させていただきます。
補足で情報をいただきたい場合はメールに連絡を申し上げます。
...
(その他案内文 略)

<https://gakudo.cloud-sakura.net/apply/child?54589>

〇〇学童クラブ
〒XXXX = XXXXX
京都府野〇〇〇〇
TEL 075-999-9999京都市北区大宮西


1 2 万が一、御申請内容に不備がある場合は、【利用申請修正のご案内】を送信させていただきますので、修正用のフォームより御修正いただきますようお願いいたします。

※修正箇所には色が付いています。

〇〇学童クラブ個人情報修正のご案内

この度は〇〇学童クラブのお申込みありがとうございます。
申込み頂きました内容に修正がございましたので修正いたします。

<https://gakudo.cloud-sakura.net/apply/child?54589>



The screenshot shows a web form titled '申請者情報' (Applicant Information). The '氏名' (Name) field and the '住所(〒と市区町)' (Address) field are highlighted in red, indicating they are the focus of the correction. Below these are fields for '電話番号' (Phone Number) and '利用を希望する児童' (Children to be used), with sub-fields for '氏名' (Name) and '住所(〒と市区町)' (Address). There are also checkboxes for '性別' (Gender) and '年齢' (Age).

1 3 不備が無い場合は2月末日に【利用内定のご案内】を送信させていただきます。

今後のスケジュール等を御確認いただきますようお願いいたします。

〇〇〇〇様

〇〇児童館学童クラブへの登録申請が承認されましたので、令和5年度学童クラブの利用許可を内定します。
正式な決定通知は、利用料金のお知らせとともに4月以降にお届けしますが、本内定通知をもって、4月1日からの学童クラブ利用が認められたものと御理解ください。
なお、新規利用者を対象に、〇月〇日〇時から〇〇時の予定で入会説明会を実施いたします。当学童クラブの利用のしかた、用意していただくこと等について具体的な説明と御質問を受ける機会になりますので、必ず御参加くださるようお願いいたします。

御質問等は本メールへの返信、または下記電話番号までお願いいたします。

〇〇児童館学童クラブ
〒XXXX = XXXXX
京都府京都市北区大宮西野〇〇〇〇 TEL 075-999-9999